

**中野整形外科**  
**通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）**  
**契約書**

(サービスの目的及び内容)

第1条 中野整形外科（以下「当事業所」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元を保証する者（以下「保証人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 この契約期間は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）契約書を提出したときから効力を有します。但し、保証人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。  
2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書等の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって繰り返し当事業所を利用することができるものとします。

(保証人)

第3条 当事業所は利用者に対して保証人を定めることを求めることとします。但し、利用者に保証人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。  
2 保証人は、本契約に基づく利用者の当事業所に対する債務について連帯債務者となると共に、当事業所が必要と認めたときはこれに応じて当事業所と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産・遺留金品の引き取り等を行うことに責任を負います。連帯保証額の上限は 20 万円とします。

(個別サービス計画等)

第4条 当事業所は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容に沿った通所リハビリテーション計画書を作成します。  
2 当事業所は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、話し合いの上、利用者の状況に応じて「居宅サービス計画（ケアプラン）」の範囲内で、必要な計画変更を行います。  
3 当事業所は、利用者が「居宅サービス計画（ケアプラン）」の変更を申し出た際には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(サービス提供の記録等)

第5条 当事業所は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書等に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。  
2 当事業所は、必要に応じ、サービス提供の状況、目標達成の状況等について通所リハビリテーション計画書を作成して、利用者に説明の上、交付します。  
3 当事業所は、サービス提供記録書等の記録を作成し、利用終了後 5 年間はこれを適正に保存します。利用者から求めがあった場合は閲覧に応じます。また、実費負担によりその写しを交付します。ただし、保証人その他の者に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、手続き終了後に応じます。

#### (利用料金及びその滞納)

- 第6条 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。利用者及び保証人は、連帶して当事業所に対し、本契約に基づくサービスの対価として、別紙料金表をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。なお、介護保険法その他の関係法令の変更、要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、実費分の変更が生じた場合には、変更後の料金を請求することができるものとします。
- 2 当事業所は、前月料金の合計額の請求書を毎月作成し、その後、利用者又は保証人の住所に郵送いたします。利用者及び保証人は、当該合計額を支払うものとします。支払いの方法は、指定日に利用者又は保証人が指定する口座より引き落としさせていただきます。なお、口座引き落とし完了までに数ヶ月かかるため、完了までは利用の際に、当院の会計窓口にて現金でお支払いいただきます。
  - 3 当事業所は、利用者又は保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は保証人に対して領収書を発行します。なお、領収書の再発行はいたしません。また、介護保険制度上の関係で、支払い後に請求金額の変更を行う場合があります。その際、文書にてご連絡いたします。
  - 4 利用者及び保証人が正当な理由なく当事業所に支払うべき利用料金を3ヶ月分以上滞納した場合、当事業所は支払い期限として20日以内の期間を定めます。支払い期限通告から期間満了までに利用料金を支払われない場合、契約を解除する旨の催告をすることができます。
  - 5 前項の催告をしたときは、当事業所は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
  - 6 当事業所は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第4項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

#### (利用者の解約権)

- 第7条 利用者は、当事業所に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

#### (当事業所の解除権)

- 第8条 当事業所は、やむを得ない事情により本契約を継続できなくなった場合は30日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。この場合、当施設は、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した介護支援事業者にその旨を連絡します。但し、他のサービス事業者に引継ぎができた場合の予告期間はこの限りではありません。

#### (契約の終了)

- 第9条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 一 第2条の規定により事前に更新がなされず、契約の猶予期間が満了したとき
  - 二 第6条4項の当事業所から解除の意思表示がなされたとき
  - 三 第7条の利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
  - 四 第8条の規定により当事業所から契約解除の意思表示がなされたとき
  - 五 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
    - ①利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
    - ②利用者が要介護認定において自立と認定されたとき
    - ③利用者が死亡したとき

- 六 利用者が、当事業所、当事業所の職員または他の利用者等に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行ったとき
- 七 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所が適切なサービスの提供を行えないと判断した場合
- 八 利用者または保証人が当事業所の規則、契約等を遵守しない場合
- 九 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

#### (損害賠償)

第10条 当事業所は、サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及び保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
  - ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。
  - ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④利用者の病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
  - ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第12条 当事業所利用中に利用者の心身の状態が急変する等緊急の場合、当事業所は、利用者及び保証人が指定する者に連絡します。連絡を受けた者は、利用者の状態に応じた対応をしていただきます。

- 2 当事業所は、利用者に対し、サービス提供が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

#### (苦情の対応)

第13条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、当事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 当事業所は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 当事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

- 第14条 この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない条項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び保証人と当事業所の協議により定めるものとします。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要となります。